

重 要

令和3年9月15日

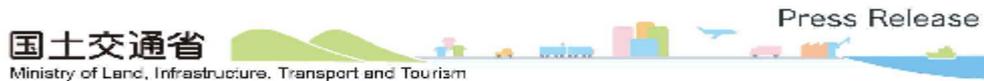
事業者各位

福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関

貨物自動車運送事業者に対する集中監査（10月）について

9月14日、国土交通省中部運輸局は自動車運送事業における輸送の安全確保を確認するため、10月をトラック事業の集中監査月間とし、下記のとおり「重点監査項目」を定め監査を実施するとプレスリリースされたのでお知らせします。

重点監査項目に限らず他の項目も含めていま一度帳票類の不備がないか、運行管理・整備管理などの法令遵守・徹底がされているかを確認してください。



中部運輸局自動車交通部

令和3年9月14日 定例記者懇談会 発表

お問合せ先
中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
横山、山下 Tel. 052-952-8038

10月はトラック事業の集中監査月間です

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

毎年、10月をトラック事業の集中監査月間とし、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県において、以下のとおり「重点監査項目」を定めて、事故の未然防止に向けた監査を実施します。

<重点監査項目>

- (1) 点呼の確実な実施
(深夜早朝の点呼状況及び飲酒運転防止のための取組状況)
- (2) 運転者の勤務時間・乗務時間に係る告示の遵守状況
- (3) 健康診断・適性診断の受診及び受診結果に基づく指導の実施状況

<その他調査項目>

新型コロナウイルス感染防止対策の取組状況